

申請から補助金交付までの流れ

①

保健福祉センターに相談

対象となるか確認し、申請書類一式をお渡しします。

②

医療機関を受診し、補聴器が必要である意見書を作成してもらう

受診費用、意見書作成料などは自己負担となります。

③

保健福祉センターに申請書類を提出

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 医師の意見書（様式第2号）
- 購入予定の店舗からの見積書（品目や型番、金額等が入ったもの）

④

町で審査を行い、「決定通知書」が送付される

⑤

決定通知書が届いたら、見積を取った店舗で補聴器を購入する

決定の前に購入した場合は対象となりません。

⑥

保健福祉センターに請求書を提出する

- 請求書（様式第5号）
- 補聴器の領収書の写し（宛名は申請者本人のものに限る）
- 振込希望口座がわかるもの（申請者本人名義のもの）

⑦

振込日が記載された「確定通知書」が届き、振り込まれる